

OraTown
邑楽町
Regional Revitalization
地方創生
Comprehensive Cooperation
包括連携
Platform
プラットフォーム
NEWS



邑楽町地方創生包括連携プラットフォームとは？
地方創生や地域活性化を目的に町と包括連携協定を締結している企業・団体（現在8法人）が、地域課題解決に向けた一体的な協議を行うための場として設立された会です。

ORCP
NEWS vol.07

パナソニック ビジネスサービス(株)
毎日コツコツ貯筋教室



転倒しにくい体には足腰の筋肉と柔軟性が大切です。そこで12月2・9日に毎日コツコツ貯筋教室を開催しました。参加者は講師の指導を受けながら全身の関節可動域を広げる運動をしたり、リングタイプのゴムバンドを使って体のバランスを整える運動をしました。参加者は心地よい汗を流していました。

表彰
群馬県市町村広報コンクール
広報おうらが第二席に入選

1月16日、県主催の市町村広報コンクールで「令和4年12月号」が、広報紙町村の部で第二席に選ばれました。審査員からは「多文化共生の特集は、邑楽町でも外国人が増えている実態や在住する外国人の声、町の施策、課題などがまとめてあり、読ませる企画だと感じた」、「共に生きる、この町で」はとても意義のある特集だと感じた、「特集その他の記事の分量とバランスが良い」などの評価を受けました。

▼問合せ 役場企画課 47-5007



関口 春彦さん
(渋沼・19区)

人権
法務大臣の委嘱を受け、基本的人権を擁護
関口春彦さんが人権擁護委員に

先任の人権擁護委員の退任に伴い、関口春彦さん(渋沼・19区)が1月1日付けで、新たに人権擁護委員として委嘱されました。

関口さんは「町役場職員として保育

園や幼稚園、学校の業務に携わってきました。その経験を生かしつつ、他の人権擁護委員の皆さんと協力しながら、地元地域社会における学校や職場でのいじめや差別問題、女性や高齢者、障害のある人などの人権問題や啓発活動に尽力したい」と話していました。

※人権相談の日程は毎月、広報おうら「情報広場」の定例相談コーナーでお知らせしています。

▼問合せ 役場住民保険課 47-5017

広聴
パブリックコメント(意見募集)を行います
災害廃棄物処理に関する基本計画

▼件名 邑楽町災害廃棄物処理計画
▼閲覧期間 2月13日(日)～3月14日(土・日曜日、祝日を除く)
▼閲覧場所 役場建設環境課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館
▼時間 各閲覧場所の開庁・開館時間
▼意見の受付
▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

▼提出方法 次のいずれかの方法で提出
①郵送 〒370-0069 2住所記入不要)邑楽町役場建設環境課宛 ②☎88-13247 ③✉const-enw@swan.town.orai.gunma.jp ④直接持参
▼受付期限 3月14日(土)
▼その他 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場建設環境課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)

▼問合せ 役場建設環境課 47-5036

募集
社会全体の健康づくりの推進
健康づくり推進協議会委員の募集

健康づくりは、町民、関係団体(者)、行政などが一体となって社会全体の健康づくりを推進することが重要です。町では、広く町民の意見を取り入れるため、町健康づくり推進協議会の委員を募集します。

▼目的 町の保健事業と健康づくりに関する施策の充実・向上
▼応募資格 町内在住の20歳以上で、町の保健事業に関心のある人
▼募集人数 3人

▼任期 令和5年4月1日から2年間
▼応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、直接提出または郵送
※応募用紙は保健センター窓口にあります。
▼募集期限 3月10日(金)(郵送の場合当日消印有効)
※土・日曜日、祝日は除く。
▼応募・問合せ 保健センター(〒370-0060 邑楽町大字中野2570-13) ☎88-15533

募集
現在利用している人も、年度ごとの申請を
令和5年度町立児童館の利用登録

令和5年4月からの児童館の利用申し込みを受け付けます。登録には「一般児童」「留守宅児童」の区分があります。利用を希望する人は、直接各施設にお問い合わせください。

【一般児童】
小学校が終わった後(放課後)、児童館を利用できます。
▼利用時間 放課後～午後5時

【留守宅児童】
学校から帰宅後に仕事などで保護者が家庭にいない小学生が対象です。申し込みには、申請書と保護者の就労証明書などの提出が必要です。帰宅の際は保護者の人が迎えに来てください。

▼利用時間 放課後～午後6時30分
【共通事項】
▼対象 町内在住の小学生
▼利用料金 無料
▼登録期間 随時
▼登録方法 各児童館にある申込書で申し込む
▼登録・申込先 下表のとおり

施設名	学校区	電話番号
南児童館	長柄小学校	☎ 88-2258
北児童館	高島小学校	☎ 88-3715
中央児童館	中野小学校	☎ 88-6135
東児童館	中野東小学校	☎ 88-1360

期限
使用期限は3月15日です
邑楽町プレミアム付商品券

好評につき完売した令和4年度プレミアム付商品券の使用期限が近づいています。ポイントがまだ残っている人は使用期限に注意してください。

▼対象 令和4年度にプレミアム付商品券を購入またはチャージした人
▼使用期限 3月15日(土)
▼その他 磁気カードは来年度以降、プレミアム付商品券の販売が決定した場合に、同じ磁気カードを使ってチャージが可能

▼問合せ 役場商工振興課 47-5026

使用期限を過ぎるといかなる理由があってもポイントは失効します。払い戻しもできませんので、必ず使用期限内に使用ください。

▲使用できる店舗はのぼり旗が目印

▲アプリタイプ ▲磁気カードタイプ ▲カードタイプ

使用期限は3月15日(水)まで